

令和5年度

山口県の消費生活相談の状況

令和6年11月

山口県消費生活センター

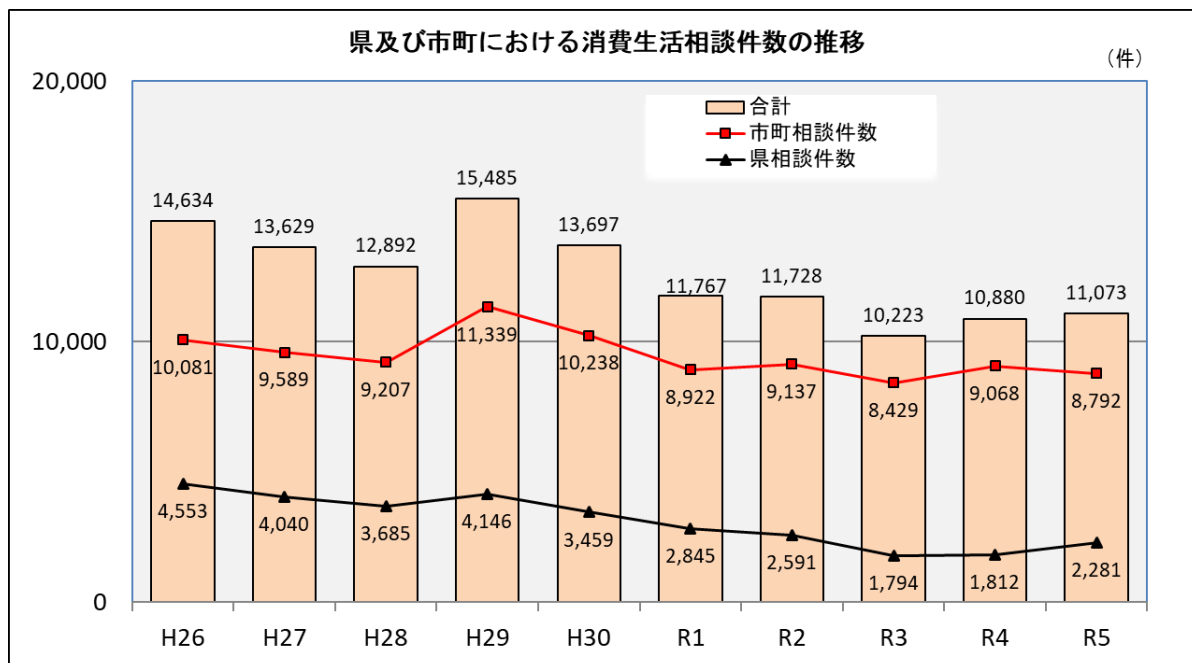
〈目 次〉

1	県全体の相談件数	1
2	市町の受付相談件数	1
3	県全体の相談概要	
(1)	年代別の相談件数	2
(2)	男女別の相談件数	2
4	山口県消費生活センターの相談概要	
(1)	相談件数	3
(2)	年代別の相談件数	3
(3)	男女別の相談件数	3
(4)	販売購入形態別の相談件数	4
(5)	商品別分類別の相談件数	4
(6)	相談の多い商品別分類別の相談件数	5
(7)	内容別の相談件数	5
(8)	振り込め詐欺の相談件数	5
(9)	多重債務・ヤミ金融の相談件数	5
(10)	危害・危険に関する相談	5
5	相談の傾向と特徴（山口県消費生活センター）	6
6	令和5年度の主な相談事例（山口県消費生活センター）	8
■	令和5年度山口県消費生活センターの相談状況（個表）	14

1 県全体の相談件数

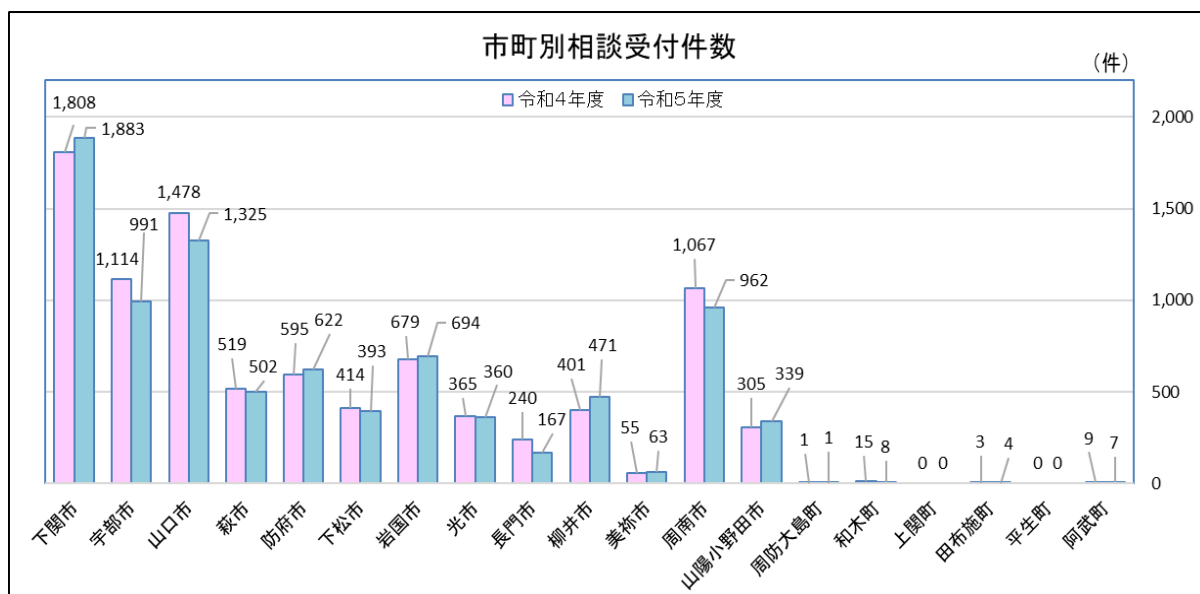
本県における令和5年度の消費生活相談の受付件数は11,073件であり、前年度(10,880件)から193件増加しました。

市町の消費生活相談窓口の充実に伴い、県全体における県センターの相談の受付割合は概ね減少傾向にありますが、県センターへの相談内容は、専門性が高いものや広域的なものなど、対応が困難な事案が増加しています。



2 市町の受付相談件数

市町における令和5年度の消費生活相談の受付件数は8,792件であり、前年度(9,068件)から276件減少しました。相談件数の最も多い市は下関市で、次いで山口市、宇部市の順となっています。



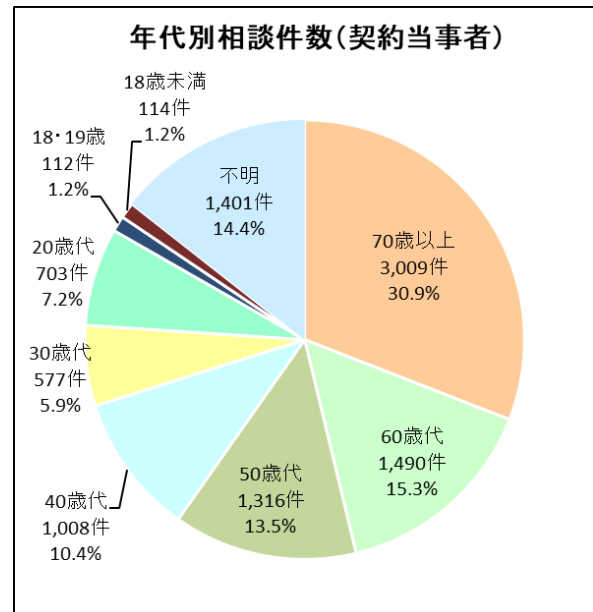
「1 県全体の相談件数」、「2 市町の受付相談件数」については、市町からの報告件数により集計したものであり、P I O-N E Tに反映された件数ではありません。

3 県全体の相談概要

(1) 年代別の相談件数

相談における契約当事者*を年代別にみると、70歳以上が3,009件で各年代の中で最も多く、次いで60歳代、50歳代、40歳代、20歳代、30歳代、20歳未満の順となっています。

※本人以外の者が相談者である場合があるため、商品購入者等トラブルの当事者を「契約当事者」として整理しています。



区分	20歳未満		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
	18歳未満	*18・19歳								
令和5年度	114	112	703	577	1,008	1,316	1,490	3,009	1,401	9,730
令和4年度	107	78	648	648	1,003	1,396	1,526	2,742	1,336	9,498

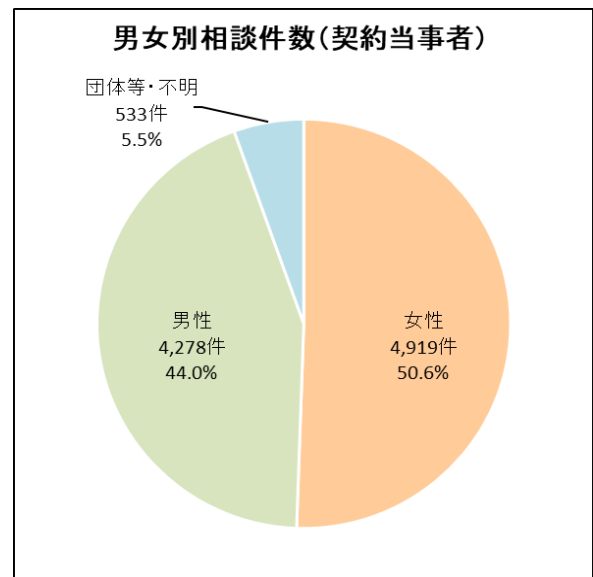
※契約当事者18・19歳については成年年齢引き下げ後の令和4年度より集計開始

(2) 男女別の相談件数

契約当事者を男女別にみると、女性が4,919件で50.6%、男性が4,278件で44.0%であり、女性の比率が男性の比率を6.6ポイント上回っています。

団体等は、事業者や各種団体など、個人以外からの相談です。

注：構成比率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。



区分	男性	(割合)	女性	(割合)	団体等・不明	合計
令和5年度	4,278	44.0%	4,919	50.6%	533	9,730
令和4年度	4,057	42.7%	4,968	52.3%	473	9,498

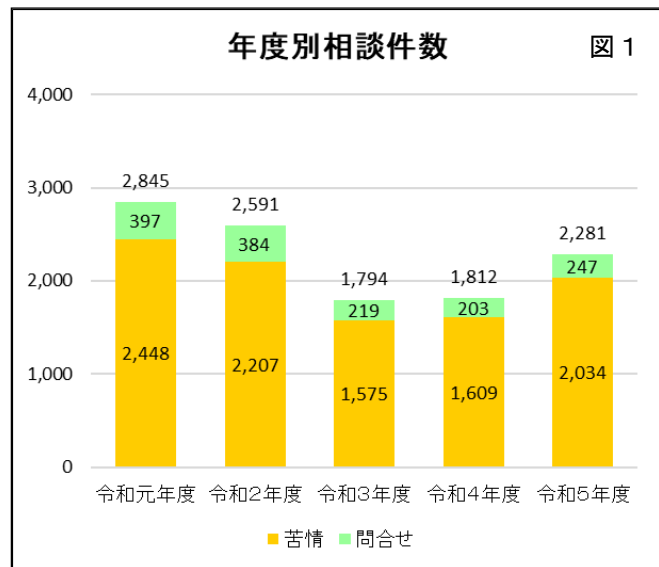
「3 県全体の相談概要」については、令和6年10月31日時点のP I O-N E Tに反映された「苦情」の相談件数（「問合せ」等を除く）に対する分析です。

4 山口県消費生活センターの相談概要

(1) 相談件数 (表1) (図1)

令和5年4月から令和6年3月までに、山口県消費生活センターが受け付けた相談の件数は2,281件で、前年度(1,812件)に比べ469件増加し、前年度の約125.9%となりました。

相談のうち、苦情相談は2,034件で、前年度(1,609件)に比べ425件増加し、前年度の約126.4%となりました。

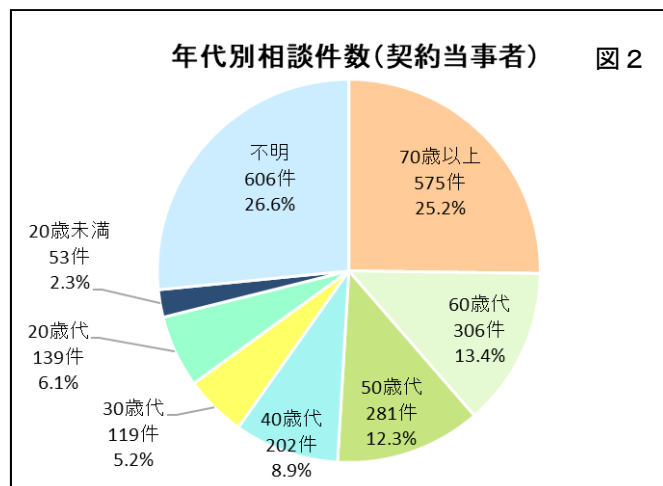


(2) 年代別の相談件数 (表2) (図2)

相談における契約当事者※を年代別にみると、70歳以上が575件で各年代の中で最も多く、次いで60歳代、50歳代、40歳代、20歳代、30歳代、20歳未満の順となっています。

また、契約当事者が65歳以上の高齢者である相談は720件で、全体の31.6%を占めています。

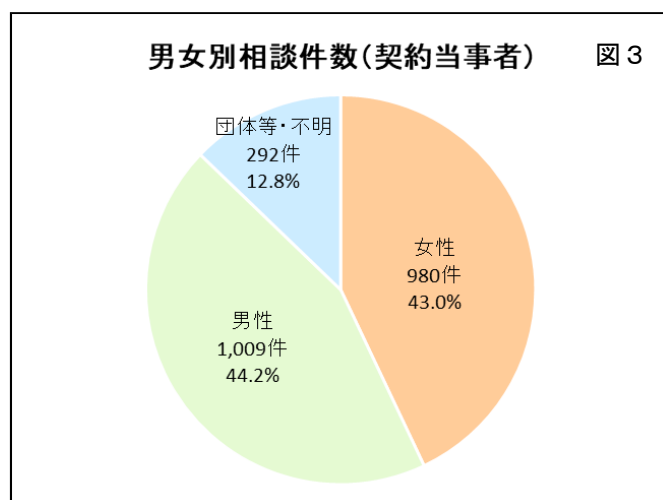
※本人以外の関係者が相談者の場合があるため、商品購入者等トラブルの当事者を「契約当事者」として整理しています。



(3) 男女別の相談件数 (表3) (図3)

契約当事者を男女別にみると、女性が980件で全体の43.0%、男性が1,009件で44.2%、男性の比率が女性の比率をわずかに上回っています。

団体等は、事業者や会社など個人以外からの相談です。



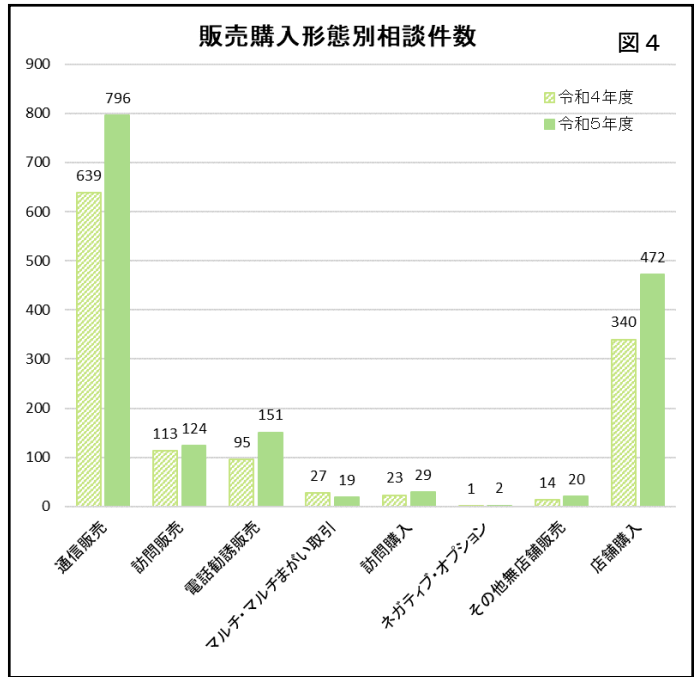
(4) 販売購入形態別の相談件数

(表4) (図4)

店舗外販売に関する相談は1,141件で、そのうち「通信販売」が796件で最も多く、相談全体に占める割合は34.9%となっています。次いで「電話勧誘販売」(151件)、「訪問販売」(124件)、「訪問購入」(29件)、「マルチ・マルチまがい取引」(19件)、「ネガティブ・オプション」(2件)の順となっています。

また、店舗での購入に関する相談は472件となっています。

店舗外販売は、苦情の割合が高く、相談内容のうち苦情が占める割合は96.2%となっています。



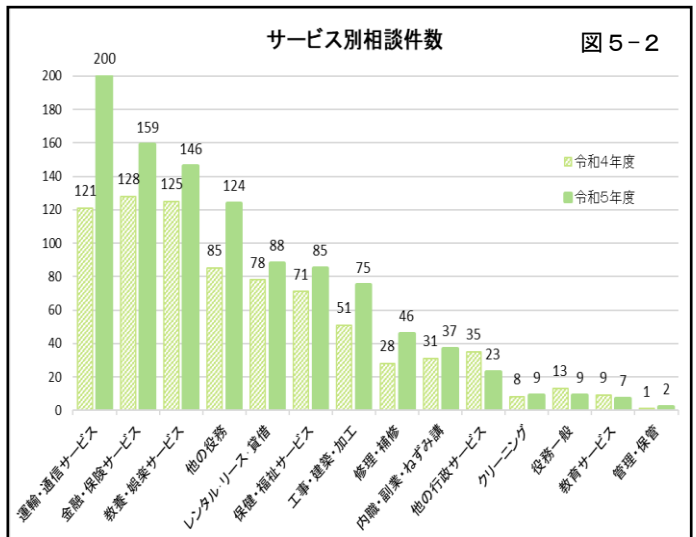
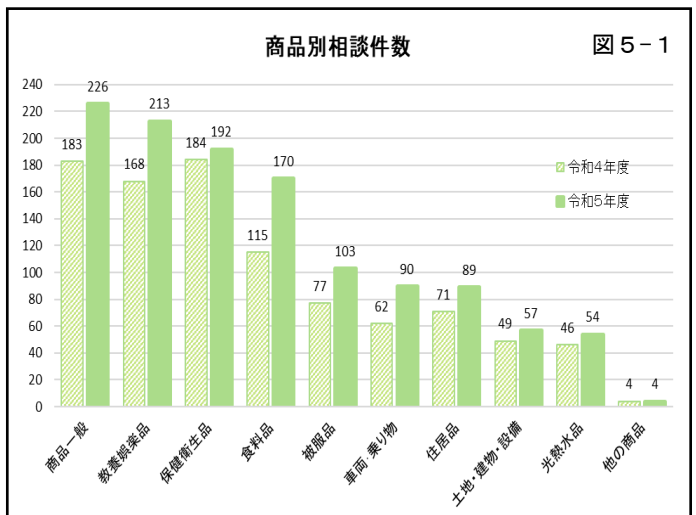
(5) 商品別分類別の相談件数

(表5) (図5-1、5-2)

商品に関する相談は1,198件、サービスに関する相談は1,010件、その他の相談は73件となっています。

商品に関する相談のうち、最も多い相談は「商品一般」の226件で、覚えのない請求や迷惑メール、不審な電話などの商品が特定できない相談が多くみられます。次いで「教養娯楽品」(213件)、「保健衛生品」(192件)、「食料品」(170件)、「被服品」(103件)の順となっています。

サービスに関する相談のうち最も多い相談は「運輸・通信サービス」の200件で、携帯電話や固定電話、光回線やインターネット接続に関する相談が多くみられます。次いで「金融・保険サービス」(159件)、「教養・娯楽サービス」(146件)、「他の役務」(124件)、「レンタル・リース・貸借」(88件)の順となっています。



(6) 相談の多い商品別分類別の相談件数 (表 6)

相談の多い商品別分類別を契約当事者の年代別にみると、29歳以下の若者では「教養・娯楽サービス」が37件で最も多く、次いで「保健・福祉サービス」(26件)、「商品一般」「レンタル・リース・賃借」(各14件)、「内職・副業・ねずみ講」(13件)の順となっています。

30歳～59歳では「教養娯楽品」が81件で最も多く、次いで「商品一般」(49件)、「教養・娯楽サービス」(48件)、「保健衛生品」(47件)、「被服品」(45件)の順となっています。

60歳以上では「保健衛生品」が105件で最も多く、次いで「運輸・通信サービス」(101件)、「教養娯楽品」(86件)、「商品一般」(83件)、「食料品」「金融・保険サービス」(各80件)の順となっています。

(7) 内容別の相談件数 (表 7)

最も多い相談内容は「契約・解約」に関するもので1,388件、次いで「販売方法」(841件)、「接客対応」(343件)、「品質・機能」(268件)、「価格・料金」(126件)、「表示・広告」(98件)の順となっています。

(8) 振り込め詐欺の相談件数 (表 8)

振り込め詐欺の相談は15件で、前年度(17件)に比べ2件減少し、前年度の88.2%となりました。相談内容は、いずれも架空請求に関するものでした。

(9) 多重債務・ヤミ金融の相談件数 (表 9)

多重債務の相談件数は25件で、前年度(31件)に比べ6件減少しています。また、ヤミ金融の相談件数は2件で、前年度(1件)に比べ1件増加しています。

(10) 危害・危険に関する情報 (表 10)

危害・危険に関する情報は34件で、前年度(26件)に比べ8件増加しました。内訳は、危害が25件、危険が9件となっています。

「危害」に関する情報を商品別分類別にみると、「食料品」に関する相談が8件で最も多く、次いで「保健衛生品」7件、「住居品」「他の役務」各2件、「車両・乗り物」「教養娯楽品」「商品一般」「レンタル・リース・賃借」「教養・娯楽サービス」「保健・福祉サービス」各1件となっています。

また、「危険」に関する情報を商品別分類別にみると、「食料品」に関する相談が3件で最も多く、次いで「車両・乗り物」2件、「保健衛生品」「住居品」「他の役務」「教養娯楽品」各1件となっています。

※「危害」は、体にけが・病気等の被害が生じたという情報、「危険」は、危害を受けたわけではないが、そのおそれのある情報です。

5 相談の傾向と特徴（山口県消費生活センター）

(1) 販売購入形態別では、「通信販売」に関する相談が引き続き最も多い

販売購入形態別の相談件数では、前年度から引き続き「通信販売」に関する相談が最も多く寄せられています。その相談内容をみるとインターネット通販に関するものが最も多く、SNSやウェブサイトの広告を見て注文し、1回だけのお試しのつもりで、通常価格から大幅に値引きされた商品を購入したが、2回目が届き、高額な請求をされて定期購入だったことがわかった、といった「定期購入」に関する相談が多くありました。

そのほかにも出会い系サイトやオンラインゲーム、副業、投資など、インターネット通販に関する相談は多岐にわたっています。

(2) 商品別分類別の商品別では「商品一般」、サービス別では「運輸・通信サービス」が最も多い

「商品一般」には、“その商品・サービスが何なのか特定できないもの”などが分類されており、「大手宅配業者を名乗る不在通知が届いた」「利用料金の支払い確認が取れないので連絡するように」といった不審なメールや電話に関する相談が目立ちました。また、「注文した覚えのない商品が届いた。開封しておらず中身はわからないが、処分してよいか」といった送り主不明の宅配物に関する相談もありました。

「運輸・通信サービス」では、携帯電話や固定電話、光回線などの通信サービス関連の契約に関する相談が多く、ほかにはタクシーや航空券などの相談がありました。

(3) 架空請求に関する相談は減少傾向

平成29年度に急増した「架空請求」の相談は、令和元年度には大幅に減少し、令和2年度以降はさらに減少傾向にあります。

中でも、架空請求はがきに関する相談は、平成29年度には719件ありましたが、令和5年度は3件（前年度0件）でした。なお、電話とメールも含めた架空請求の相談件数は15件（前年度15件）で、平成29年度（583件）の2.6%となっています。

(4) 高齢者の相談状況

契約当事者が65歳以上の相談は720件で、前年度(547件)と比べて173件増加し、相談件数全体に占める率は31.6%（前年度30.2%）と、引き続き高い割合となっています。

販売購入形態別に65歳以上の割合が高い相談をみると、「訪問販売」は124件中73件（58.9%）、「ネガティブ・オプション（送り付け商法）」は2件中1件（50.0%）、「訪問購入」は29件中13件（44.8%）が65歳以上となっています。

商品別分類別でみると、「土地・建物・設備」は57件中31件（54.4%）、「工事・建築・加工」は75件中33件（44.0%）、「運輸・通信サービス」は200件中87件（43.5%）を65歳以上が占めています。

相談内容では、訪問販売での新聞購読契約、土地や不用品の訪問買取、戸建住宅の塗装やリフォーム、携帯電話や通信サービス契約、迷惑メールなどが目立ちました。

高齢者の相談の多い販売購入形態

	販売購入形態	65歳以上	全年齢	割合
1	通信販売	205	796	25.8%
2	店舗購入	153	472	32.4%
3	訪問販売	73	124	58.9%
4	電話勧誘販売	55	151	36.4%
5	訪問購入	13	29	44.8%
6	その他無店舗販売	5	20	25.0%
7	マルチ・マルチまがい取引	2	19	10.5%
8	ネガティブ・オプション	1	2	50.0%
	不明・無関係	213	668	31.9%
	総件数	720	2,281	31.6%

高齢者の相談の多い商品別分類（上位10位）

	品目	65歳以上	全年齢	割合
1	運輸・通信サービス	87	200	43.5%
2	保健衛生品	79	192	41.1%
3	教養娯楽品	69	213	32.4%
4	商品一般	68	226	30.1%
5	食料品	68	170	40.0%
6	金融・保険サービス	61	159	38.4%
7	工事・建築・加工	33	75	44.0%
8	土地・建物・設備	31	57	54.4%
9	住居品	27	89	30.3%
10	他の役務	27	124	21.8%
	その他	170	776	—
	総件数	720	2,281	31.6%

(5) 未成年者の相談状況

契約当事者が18歳未満の未成年者である相談は29件で、前年度(12件)と比べて17件増加しました。販売購入形態別にみると、「通信販売」が22件で最も多く、商品別分類別では「教養・娯楽サービス」が13件で最も多くなっています。

相談内容では、オンラインゲームの課金に関する相談、インターネット通販での定期購入等がありました。また、契約当事者以外(親など)からの相談が多いのも特徴です。

未成年者の相談の多い販売購入形態

	販売購入形態	18歳未満	全年齢	割合
1	通信販売	22	796	2.8%
2	店舗購入	4	472	0.8%
3	その他無店舗販売	1	20	5.0%
	不明・無関係	2	668	0.3%
	その他	0	325	0.0%
	総件数	29	2,281	1.3%

未成年者の相談の多い商品別分類（上位5位）

	品目	18歳未満	全年齢	割合
1	教養・娯楽サービス	13	146	8.9%
2	食料品	4	170	2.4%
3	商品一般	3	226	1.3%
4	被服品	3	103	2.9%
5	保健衛生品	2	192	1.0%
	その他	4	1,444	—
	総件数	29	2,281	1.3%

(6) 新型コロナウイルスに関する相談状況

新型コロナウイルスに関連した相談は1件で、前年度(28件)と比べて27件減少しました。

相談内容は、「コロナウイルスワクチン接種後の解熱剤が無料と思って医師に処方を希望したが、処方箋も有料だった。有料であるなら解熱剤も不要であり、処方箋を返して返金してもらうことが可能か」との問合せでした。

6 令和5年度の主な相談事例（山口県消費生活センター）

(1) 定期購入①（通信販売/保健衛生品）

スマホを見ていたらシワ改善クリームが1,980円との広告が表示されたので、1回だけ試してみようと思い、入力フォームに必要事項を入力して注文した。商品が届いたのでコンビニで代金を払い込んだが、20日後にまた商品が届き、開けてみると商品が3個入っていて、代金は19,800円とあった。驚いて業者に電話すると「自動で発送する定期コースを注文している。解約する場合はお届け予定日の15日前までに連絡が必要」と言われた。定期コースという表示を見た覚えはない。2回目から解約したい。

(70代・女性)

【処理結果】

センターから業者に電話すると、「注文時の最終確認画面に定期コースであることや、キャンセルは次回お届け予定日の15日前までに電話連絡するよう表示してある」と回答があったため、最終確認画面がわかるものをセンターに送信するよう依頼した。届いたURLから確認したところ業者の言うとおりに表示されていたが、業者から「通常はキャンセル対応できないが、定期購入の認識が一切なかったと言われるなら」として、「2回目の商品を受け取って19,800円を支払うか、2回目からの解約を受け付ける代わりに初回商品の定期コース特別価格2,178円（税込）と通常価格10,780円（税込）との差額8,602円を支払っていただく、このどちらかを選択してほしい」との提案があった。相談者に確認したところ、差額を支払い、初回で解約することを選択された。

(2) 定期購入②（通信販売/保健衛生品）

以前、テレビショッピングを見て健康食品を注文した。先月、同じ販売業者から電話が掛かり、高麗人参のサプリメントを勧められた。「定期便だが、いつでも解約可能」と言われたので、お試しのつもりで注文した。初回の商品が届き、2回目から解約しようと思って業者に何度も電話するが、いつも話中で繋がらない。発送予定日の10日前までに申し出る必要があり、このままだと解約できない。

(80代・男性)

【処理結果】

センターから業者に電話したところ、直ぐに繋がった。相談者が2回目以降の解約を希望していると伝えたところ、「この電話で解約手続きを行う、2回目以降の商品の送付はない」との回答だったので、相談者に報告した。

(3) 出会い系サイト（通信販売/教養・娯楽サービス）

マッチングアプリで知り合った女性にスマホの調子が悪いと言われて出会い系サイトに誘導され、5,000円を支払って正会員になった。サイト内で連絡交換するためにポイント購入が必要だが、後で全額返金されると言われ、12,000円分をクレジット決済

した。その後、相手からのメッセージの文字化け解除に 36,000 円、処理作業に 61,000 円必要と言われ、クレジット決済した。相手に「これ以上のポイント購入は厳しい」と言ったが「私はあなたと連絡先を交換したいので一緒に頑張ろう」と言われ、その後も連絡先のリスト登録のために 118,000 円をクレジット決済したが、相手と連絡交換できなかった。さらにサイトから文字化け解除プログラムをダウンロードするために 154,000 円必要と言われ、詐欺だと気付いた。全額返金を希望する。(30代・男性)

【処理結果】

センターからクレジットカード会社(2者)、決済代行業者(2者)、出会い系サイト運営業者(1者)に対して、クレジット決済額計 227,000 円の全額取消の協議を行った。協議は難航したが、相談者の経緯書の作成等を補助し、粘り強く交渉した結果、クレジット決済額計 227,000 円の全額について、請求取消とチャージバックが成立した。相談開始からチャージバック成立まで、約 4 か月を要した。

(4) アダルトサイト (通信販売/教養・娯楽サービス)

スマホを見ていたらアダルトサイトの広告が表示されたのでタップしたところ、画面が変わり、いきなり「登録完了」と出た。表示された電話番号に電話すると、相手から住所と名前を聞かれ、「登録料は 440,000 円」と言われた。さらに「取消料は 220 円だが、先に 440,000 円を振り込めば 220 円を差し引いて返金する」と言われた。支払いはしていないが、今後どのようなことが考えられるか。(50代・男性)

【処理結果】

同種の相談事例を紹介し、相手から連絡が来ても放置すること、もし書面で請求書が届いたときは、再度センターに連絡することを助言した。

(5) インターネット通販詐欺 (通信販売/被服品)

ネット通販でブランド物の靴が格安で販売されていた。代金の振込確認後 1～2 日以内に商品を発送すると書いてあったので、指定された口座に代金を振り込んだが、2 週間経っても商品が届かない。店舗にメールで督促しているが返信がない。社長の電話番号が記載されていたので電話してみると、無関係のバイク販売店に繋がった。詐欺に遭ったのだろうか。(30代・男性)

【処理結果】

詐欺の可能性が高いが、まずは期限を区切って商品の送付を督促し、それでも送付がない場合は「契約を解除するので返金してほしい」とメールを出すよう助言した。また、振り込め詐欺救済法や金融機関の組戻し手続きについて説明し、振り込め詐欺救済法を利用する場合は警察に相談するようになること、業者の口座にお金が残っていないと回復は難しいこと、組戻しも振込先の同意が必要であることを説明した。

(6) 架空請求の電話 (不明・無関係/商品一般)

携帯電話に大手電話会社関連の金融会社を名乗る者から「1年前の未納料金がある、298,000円だ。1週間以内に裁判所から出頭命令が来る」と電話がかかってきた。

身に覚えがなく、詐欺だと思うが、どうしたらよいか。(60代・男性)

【処理結果】

詐欺電話と思われるので、無視して着信拒否するよう助言した。もし裁判所から書面が届いたときは、再度センターに相談するよう伝えた。

(7) 内職・副業 (通信販売/内職・副業・ねずみ講)

「毎月1万円の収入になる」と何度もDMが届くのでメールアドレスを登録したところ、電話でクラブ加入を勧められた。最低でも月1万円の収入があり、完全自動で何もしなくてよい、代表者は毎年1億円稼ぎ、生徒にも億万長者が何人もいるとのこと。後日、システム稼働申請マニュアルが送られてきて、システム費用398,000円とサポート代107,000円をクレジット決済した。さらに1日5万円、最低でも月150万円の収入が得られるメンバーに選ばれたと言われ、コンサルタント料240,000円をクレジット決済した。再度電話で今後の高額所得に対し税理士が必要になる、税金対策が必要と言われ、400,000円をクレジット決済した。支払い総額は1,145,000円となっている。ネット上には詐欺であるという情報が流れていた。システムは間もなく届く予定だ。

(60代・男性)

【処理結果】

相談者に経緯書の作成を依頼し、相談者同席でセンターからクレジット会社に電話をかけ、決済内容と決済代行業者の情報を聞き、クレジット会社に支払い停止の抗弁書を送付した。また、決済代行業者に経緯を伝え、サイト運営業者の情報を聞いた。サイト運営業者に経緯を伝え、「電話勧誘で契約書を受け取っていないのでクーリング・オフする」と伝えたが「電話勧誘ではない、登録料の決済があったから電話した」と主張が食い違った。

しかし、サイト運営業者から一部返金の提案があり、相談者からも全額返金希望だが自分にも責任があるので譲歩の余地はあるとの発言があり、センターのあっせんで交渉を重ねた結果、860,000円の返金で双方が了承し、合意書を交わした。後日、相談者より返金確認の報告があった。相談開始から返金まで約2か月を要した。

(8) ITセミナー (電話勧誘販売/教養・娯楽サービス)

知人の紹介で、ウェブ会議サービスを通じて業者から説明を受け、3か月間のオンラインITセミナーを受講することにし、受講料15万円を5回払いのクレジット決済にした。申込みフォームには入力したが、契約書や規約は受け取っていない。

セミナーは、動画を見てパソコンを操作し、うまくいかなければチャット形式で問い合わせ、それでもわからない時は講師に聞くというやり方だと説明を受けた。翌月から

セミナーが始まったが、動画の通り操作してもうまくいかず、チャットで質問しても解決せず、講師に問い合わせてもあやふやな回答で問題が解決しない。何度も問い合わせるうちに「担当講師が辞めて、現在対応できない」と言われた。

受講期間は今月末で終了だが、全く成果は出ていない。契約期間を延長してきちんと指導するか、できないのなら今後の支払いはしたくない。(30代・女性)

【処理結果】

話を聞く限りでは、電話勧誘販売に該当し、書面不交付でクーリング・オフが可能と考えられる。まずは業者に約束通りの役務を提供してほしい、できないのならクーリング・オフしたいと申し出るようにと助言した。

後日、相談者が再来所し、業者から「あなたが望むレベルの役務を当社は提供することができないので引き落とし済みの9万円を返金し、残り2回の引き落としもしない」とメールが届いたと報告があった。センターからは、いつまでに返金するのかを業者に確認し、期限までに返金がない場合は再相談するよう相談者に伝えた。後日、相談者から全額が返金されたとの報告があった。

(9) 賃貸アパートの原状回復費用 (店舗購入/土地・建物・設備)

1カ月前に9年居住した賃貸アパートを退去した。契約時に敷金16万円を払っており、敷金は退去時に返金されることになっている。契約期間中に貸主がA社からB社に替わった。退去に立ち会ったB社の担当が「大丈夫です」と言ったのに、返金された敷金は39,000円しかなかった。清算書と見積書を見ると、ハウスクリーニング一式38,500円とクロス壁汚れのための補修工事一式82,500円の合計121,000円が敷金から差し引かれたことがわかった。

ハムスターを1年程飼ったことはあるが、タバコは吸わないし、特に汚したり穴を開けたりもしていない。退去時に業者からもクロス壁の汚れは指摘されていない。クロスの補修工事一式を請求されるのは納得できない。ハウスクリーニングについても契約書に特約の記載はない。(30代・男性)

【処理結果】

通常損耗の範囲であれば、退去時の修繕は貸主負担が原則。相談者に汚損の覚えがなく、明け渡し時の立会い等でも汚れや傷の指摘がなければ経年劣化の範囲と思われる。壁紙が汚れた場合でも部屋全体の張替責任はなく、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では対象となる範囲は㎡単位が望ましいとしている。

契約書では、借主のクロスの修繕負担割合について入居5年以降は2割負担となっている。請求額が㎡単位の工事費の2割相当か確認するためにB社に修繕費用の詳しい内訳を出すよう言うてみてはどうか。また、契約書にハウスクリーニングの特約の記載がなく、借主がきれいに掃除して退去したならハウスクリーニングの必要はなかったと考えられる。ただし、ペット不可の物件でペットを飼育していたならば借主負担が発生することもある。これらを踏まえてB社と交渉してみてはどうかと助言した。

(10) 高齢者の新聞購読契約 (訪問販売/教養娯楽品)

80代後半の父が新聞購読契約をしている。契約期間は残り8か月あるが、父は独居で、最近はずっと入退院を繰り返しているため、販売店に解約を申し出たところ拒否された。父が亡くなったとしても、残りの契約期間は購読しなければならないのか。

(60代・男性)

【処理結果】

「新聞購読契約に関するガイドライン」の「解約に応じるべき場合」に「購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居など、解約が合理的だと考えられるとき」とあること、ただし、状況により解約料を請求される場合もあることを情報提供した。

まずは、父親の現在の病状を販売店に伝え、ガイドラインの記載も示して解約交渉し、うまくいかないときは新聞社の本社にも相談するよう助言した。

(11) 高齢者の光回線契約 (電話勧誘販売/運輸通信サービス)

自宅に「光電話に切り替えませんか、工事は無料です」と言って、サポートセンターを名乗る電話があった。契約中の電話会社からの電話だと思ったので工事を了承したが、後から友人にその話をすると「それは怪しい、やめておいた方がよい」と言われた。怪しい業者だろうか。

(70代・女性)

【処理結果】

大手電話会社がアナログ回線をIP網に移行するが、それに乗じた悪質な勧誘に関する相談が入っていると伝えた。また、利用中の回線は工事をしなくても、そのまま使える。今回の業者は電話会社とは別の業者で、新たな回線契約の勧誘であった可能性があると伝えた。相談者は「契約している電話会社でないなら工事はしない」とのことだったので、着信履歴から電話をかけて「電話会社だと思ったので工事を了承した。申込はキャンセルする」と主張するよう助言した。

その後、相談者から「無事にキャンセルできた」と報告があった。

(12) 未成年者の定期購入契約 (通信販売/保健衛生品)

中学生の息子がネットで歯磨き粉を購入していた。初回商品が届き、980円を支払ったが、その後、2回目の商品が届き、7,235円の請求書が入っていたので定期購入だとわかった。

業者に電話して、息子は中学生なので未成年者契約の取消しをすると伝えたが、注文画面で成人のところにチェックが入っている、4回の受取が条件の契約だ、2回目商品が届く7日前までに連絡がなかったため、2回目の商品は受け取り、電動歯ブラシ代18,000円を支払えば、3回目の商品は送らないと言われた。納得できない。

(不明・女性)

【処理結果】

センターから業者に電話して、未成年者契約の取消しを主張したが、2回目商品が届く7日前までに電話をすれば2回目送付はしなかった、本来であれば4回の定期コースで電動歯ブラシが500円となる契約であるため18,000円の違約金が必要だが、違約金は請求しないので、2回目商品代金7,235円を支払ってほしいとの回答だった。

業者の回答を相談者に伝えたところ、受け取った電動歯ブラシには18,000円もの価値があるとは思えない、2回目商品は返品したいとの申し出があったため、業者に伝え、2回目商品の返品は認める、返品用の箱を送るので、その箱に商品を入れて返送してほしい。その代わり事務手数料として1,760円を支払ってほしいと提案があった。

相談者に業者の提案を伝えたところ了承されたので、センターから業者に伝えた。

(13) 未成年者のオンラインゲームでの課金 (通信販売/教養・娯楽サービス)

クレジット会社から督促状が届き、驚いて問い合わせると、オンラインゲームの課金ではないかとのこと。ウェブ明細を確認したところ約3か月にわたり、そのような課金が多数あった。未成年の息子に確認したところ、留守中に配偶者の家族会員のクレジットカードを持ち出して登録し、ゲームの課金に使用していたことがわかった。

合計金額は20万円以上だ。取消できないか。 (40代・女性)

【処理結果】

センターで請求明細を確認したところ、息子は約2か月半にわたり、ゲーム会社3社とプラットフォーム1社の計4社と約26万円の取引をしていた。海外のゲーム会社2社とプラットフォーム1社はセンターのあっせんを受け入れないので自主交渉するよう助言した。後日、相談者から「一部返金が1社、申出期限超過を理由に取消不可が1社、全額返金が1社だった」と結果の報告があった。

残る1社はセンターのあっせんにより決済済みの15,000円全額の取引取消の回答があり、手続きに必要な書類が整い次第、返金処理されることとなった。

●本資料に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県環境生活部県民生活課内

TEL:083-924-2421 FAX:083-923-3407

Mail:manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

●本資料は、山口県消費生活センターのホームページにも掲載しています。